

最新の市政情報は、ホームページやSNSでご覧になれます。

### 障害者自立支援協議会 障害当事者部会委員を募集

**任期** 4月1日～令和8年3月31日  
**対象** 次の全てを満たす方  
 ▷16歳以上(4月1日時点)  
 ▷身体か知的か精神障害がある(発達障害含む)  
 ▷月1回の会議に出席できる  
 ▷熱意があり積極的に取り組む

**要申込** 1月22日(必着)  
 住所・氏名・連絡先・年齢・障害の種別・応募動機(400字程度)・面接時に必要な配慮事項を問へ。  
 面接(2月15日)あり。  
 身体・知的・精神の障害のある方から各1人選出。  
 詳しくは市HP参照

**問** 障害施策推進課  
 (☎228-7818 FAX228-8918)

### 「買いたい！」と思う授産製品に 投票を

「授産製品コンクール」の一次審査を行います。

#### 展示・投票場所

1月16日(火) 10～18時	イオンモール堺鉄砲町 (七道駅前)
1月18日(木) 10～18時	市役所本館1階

詳しくはじゅさんあっと堺  
**HP**(QRコード)参照

**問** じゅさんあっと堺  
 (☎275-5018 FAX243-0330)

### 発達障害者支援センター講演会

**テーマ** 発達障害と聴覚情報処理障害(APD)～聞こえるけど聞き取りにくい～

**講師** かえでクリニック院長・子安信寛さん

**日時** 1月28日(日)  
14～16時

**場所** 堺市総合福祉会館(堺区南瓦町2-1)

**要申込** 1月21日までに、  
 申込フォーム(QRコード)で

**問** 同センター  
 (☎275-8506 FAX275-8507)

### 認知症サポーター養成講座

認知症に関する基本的な知識を学びます。

**対象** 市内在住・在勤の方

**日時** 1月26日(金)  
14～15時45分

**場所** 堺市総合福祉会館(堺区南瓦町2-1)

**要申込** 申込フォーム  
 (QRコード)で。先着順

**問** 堺市社会福祉協議会  
 包括支援センター 統括課  
 (☎238-3636 FAX238-3639)

### 健康福祉プラザの教室



アロマクラフト教室(アロマクリーム(左)・石けん(右))

季節の家庭料理教室	2月3日(土) 10～12時
スマートフォン基礎講座	2月6・20日、 3月5・19日 14～16時
誰でもパティシエ！お菓子教室	2月11日(祝日) 13～15時
アロマクラフト教室	2月24日、 3月23日 13～14時30分

**場所** 健康福祉プラザ(堺区旭ヶ丘中町4丁3-1)

**有料** **要申込** 1月18日まで  
詳しくは同プラザHP参照

**問** 同プラザ市民交流センター  
 (☎275-5017 FAX243-0330)

### 特別児童扶養手当の請求を

**対象** 19歳以下で障害のある子どもを監護している父か母、父母に代わって子どもを養育している方  
ただし次の方は対象外です。

- ▷所得が制限額を超えている
- ▷手当を受けようとする方が子どもが日本に住んでいない
- ▷子どもが児童福祉施設に入所
- ▷子どもが障害を支給事由とする公的年金を受給できる

**要件** 国民年金法施行令別表1・2級相当の障害がある

**支給月額** 1級53,700円、2級35,760円

障害者手帳や難病の認定を受けていない場合でも対象となる場合があります。詳しくは問へ

**問** 区役所地域福祉課  
 (☎FAX区版1ページ)



## 税金

### 1月31日までに 給与支払報告書の提出を

**対象** 給与などの支払者  
**提出** 令和6年度(令和5年分)の給与支払報告書(個人別明細書と総括表)  
 ※パート・アルバイトや役員、令和5年中に退職した方の給与支払報告書も提出してください。

**問** 市民税課特別徴収係  
 (☎231-9755 FAX251-5632)

### 長期優良住宅の固定資産税減額 1月31日までに申請を

**対象** 令和5年中に認定長期優良住宅を新築した方

**申請** 減額申告書に認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付して問へ

詳しくは市HP  
(QRコード)参照



**問** 固定資産税課  
 (☎FAX区版1ページ)

### 1月31日までに償却資産の申告を

**対象** 市内店舗や工場などを経営し、事業用資産を所有する法人や個人

詳しくは市HP  
(QRコード)参照



**問** 固定資産税課償却資産係  
 (☎231-9765 FAX251-5633)



### 市・府民税の申告を

次の方は所得税の確定申告が不要な場合でも、市・府民税の申告が必要です。

▷源泉徴収票に記載のない控除を受ける

▷令和5年中に一定の所得がある

**申告** 2月16日～3月15日に郵送か区役所で

**問** 市民税課  
 (☎FAX区版1ページ)

### 上場株式等の配当所得等や譲渡所得等の申告をする方へ

税制改正により令和6年度(令和5年分所得)から所得税と市・府民税で異なる課税方式を選択できなくなります。

詳しくは市HP  
(QRコード)参照



**問** 市民税課  
 (☎FAX区版1ページ)

### 今月の納税 市・府民税第4期分

**納期限** 1月31日

**納付方法** 納付書か市HP(QRコード)参照



**問** 納税課  
 (☎FAX区版1ページ)か  
 税務運営課収納係  
 (☎228-3957 FAX228-7618)

## 保険・年金

### 保険料納付済額のお知らせ 1月末までに送付

**送付** 次の保険料の令和5年中の納付証明書

- ①国民健康保険料
- ②後期高齢者医療保険料
- ③介護保険料(65歳以上の方)

**対象**

▷口座振替、納付書で支払っている方(普通徴収)

▷遺族年金、障害年金など非課税年金から支払っている方(特別徴収)

いずれも個人情報保護のため、電話回答を行っていません。通帳記入や領収証書などでも確認できます。

**問** ①②区役所保険年金課  
 (☎FAX区版1ページ)  
 ③区役所地域福祉課  
 (☎FAX区版1ページ)

### 高齢基礎年金

#### 繰り上げ・繰り下げ受給は慎重に

高齢基礎年金の受給は原則65歳からですが、希望すれば繰り上げ・繰り下げ受給が可能です。

ただし、一度繰り上げ受給を請求すると、後に取り消すことはできませんのでご注意ください。

▷繰り上げ受給

60～64歳に受け取りを早めることができます。請求時点に応じて年金が減額され、減額率は生涯変わりません。

▷繰り下げ受給

66～75歳(昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳まで)に受け取りを遅らせることができます。請求時点に応じて年金が増額され、増額率は生涯変わりません。

減額率や増額率など

詳しくは市HP  
(QRコード)参照



**問** 堺東年金事務所  
 (☎238-5101)か  
 区役所保険年金課  
 (☎FAX区版1ページ)

### 20歳になったら国民年金

20歳になった方(厚生年金加入者は除く)には、日本年金機構から国民年金加入のお知らせや納付書などが送付されます。

制度について詳しくは市HP(QRコード)参照



**問** 堺東年金事務所  
 (☎238-5101)か  
 区役所保険年金課  
 (☎FAX区版1ページ)

